

平成 23 年 2 月 24 日  
独立行政法人国民生活センター

## 複雑・巧妙化するファンドへの出資契約トラブル - プロ向け（届出業務）のファンドが劇場型勧誘によって消費者に販売されるケースも -

2007 年 9 月に金融商品取引法が施行され、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分（もちぶん）<sup>(注1)</sup> を取り扱う業者は金融庁へ登録<sup>(注2)</sup> 等が必要となり、無登録業者の販売勧誘行為には刑事罰が課せられるなど、出資契約には一定の規制が設けられた。

国民生活センターでは、2008 年 8 月にファンドへの出資契約に関して注意喚起を行なった<sup>(注3)</sup> が、依然としてファンドに関する相談は多く、2009 年度は約 3,000 件、2010 年度も 2011 年 1 月末日現在ですでに約 4,300 件を超えている。

相談の特徴としては、①自ら契約を望んでいない高齢者を中心に、②説明不足や断定的判断の提供などの問題勧誘によって、③実態のわからない高額な出資契約を結ばせている、④行政処分や警察の捜索などを受けた業者のトラブルは出資金の払い戻しが不能となることがほとんどであり、被害回復が図れないことが多い、という点が挙げられる。

加えて、最近の相談事例では「ある業者から『今から紹介する匿名組合に投資すれば必ず儲かる、（持分権利を）何倍もの価格で買い取る』と執拗<sup>しつよう</sup>に言われ、出資契約をしたが、その後買取業者と連絡がつかなくなった」といった詐欺的な劇場型勧誘<sup>(注4)</sup> による新たなトラブルが目立ってきている。また、「ファンド販売会社はプロ向け業務の届出があるようだが、解約できないか」といった、いわゆるプロ向けのファンド<sup>(注5)</sup> が投資経験の乏しい消費者に販売されているケースも見られ、中には「金融庁に届出を行い営業しております」などとあたかも金融庁公認の事業であるかのように装う業者も見られる。

トラブルや手口が複雑・巧妙化し、今後もその拡大が予測されることから、消費者への注意喚

<sup>(注1)</sup> 金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/index.html>)内「いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について」では、集団投資スキーム持分を①他者から金銭などの出資・拠出を集め、②当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、③その事業から生じる収益等を出資者に分配するような仕組み（ファンド）に関する権利とし、法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金融商品取引法の規制対象である「有価証券」とみなす、と説明している。

<sup>(注2)</sup> 金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けたものでなければ行うことができず（金融商品取引法 29 条）、無登録での販売勧誘は刑事罰の対象になる（同法 198 条 1 項）

<sup>(注3)</sup> マルチ商法型出資勧誘トラブルー勧誘行為は刑事罰に問われることもー

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080807\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080807_2.html) 参照)

<sup>(注4)</sup> ここでは、販売業者以外の何者かが、消費者に対し「（持分権利を）購入額を上回る金額で買い取る」などと勧め、販売会社との取引が有利なものとして誤認させ、契約させる勧誘手法を劇場型勧誘とする（詳細は 9 頁参照）。

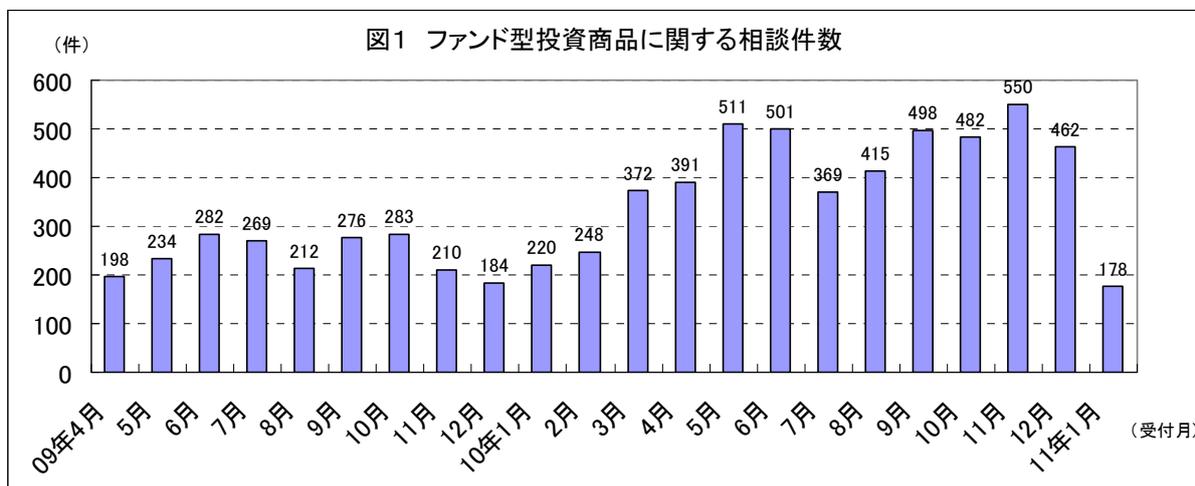
<sup>(注5)</sup> 金融商品取引法では、プロ向けのファンド販売勧誘業務を適格機関投資家等特例業務として定めている。適格機関投資家等特例業務とは、集団投資スキーム持分の募集に関して、1 人以上の適格機関投資家（銀行や証券会社や投資事業有限責任組合などいわゆるプロ）かつ 49 人以下の一般投資家を相手とする私募を行う業務であり、金融商品取引法は登録ではなく届出義務を課している（金融商品取引法 63 条 1 項）。届出業者の業務はプロを対象とした販売勧誘業務のため、書面交付義務は生じないなど、販売勧誘規制が大幅に緩和されている。国民生活センターが把握しているトラブル事例では、銀行などを適格機関投資家としているケースは見られず、適格機関投資家として投資事業有限責任組合が挙げられているケースが見られる。

起を行うこととする。

## 1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にみる相談の概要

### (1) ファンド型投資商品の傾向

2009年4月から2011年1月までに寄せられた「ファンド型投資商品<sup>(注6)</sup>」に関する相談（2011年1月31日までの登録分）は7,345件となっており、以下、この7,345件について分析することとする（図1）。ファンド型投資商品に関する相談は毎月約200件～500件と多くの相談が寄せられている。



※2011年1月31日までの登録分

#### 1) 契約者の年代別相談件数<sup>(注7)</sup>

契約当事者の年代別の件数をみると、70歳代が1,920件（約28%）、次に60歳代が1,799件（約26%）となっており、60歳代以上が全体の約7割を占めるなど高齢者が契約当事者となる相談が多いという特徴が依然として見られる（図2）。

#### 2) 契約者の男女別相談件数

契約当事者の男女別の件数をみると、男性2,879件（40%）、女性4,320件（60%）となっており、女性がやや多い。

#### 3) 販売購入形態

電話勧誘販売が2,238件（約38%）、訪問販売が1,385件（約24%）、マルチ取引が841件（約14%）となっている（図3）。

図2 契約者の年代別相談件数の内訳

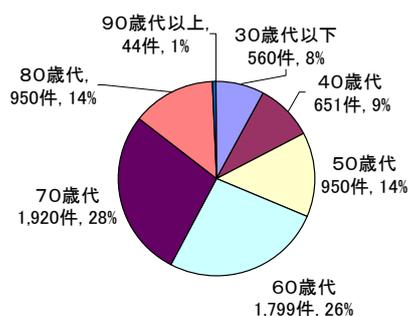
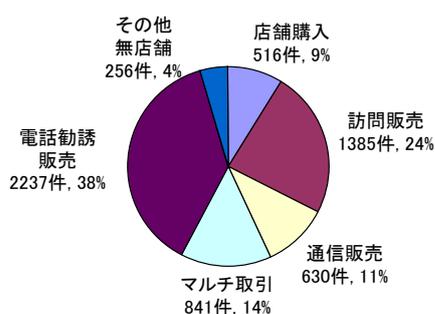


図3 販売購入形態別の内訳



(注6) 2009年4月から、いわゆる集団投資スキームなどの相談を「ファンド型投資商品」として集計している。

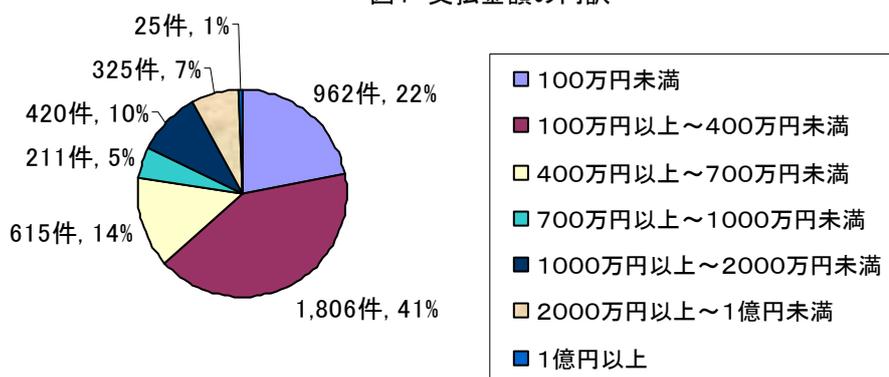
(注7) 契約者の属性、契約金額等については不明・無回答を除いて割合を算出している。

#### 4) 支払金額

すでにお金を支払ってしまったという相談は4,364件あり、その金額の内訳は以下の通りである(図4)。「100万円以上400万円未満」が1,806件(約41%)と最も多く、次いで「100万円未満」の962件(約22%)、「400万円以上700万円未満」の615件(約14%)と続く。1000万円未満の相談が約8割を占めるが、高額な金額を支払った相談も見られ、「1億円以上」支払ってしまった相談も25件寄せられるなど、深刻なケースも見られる。

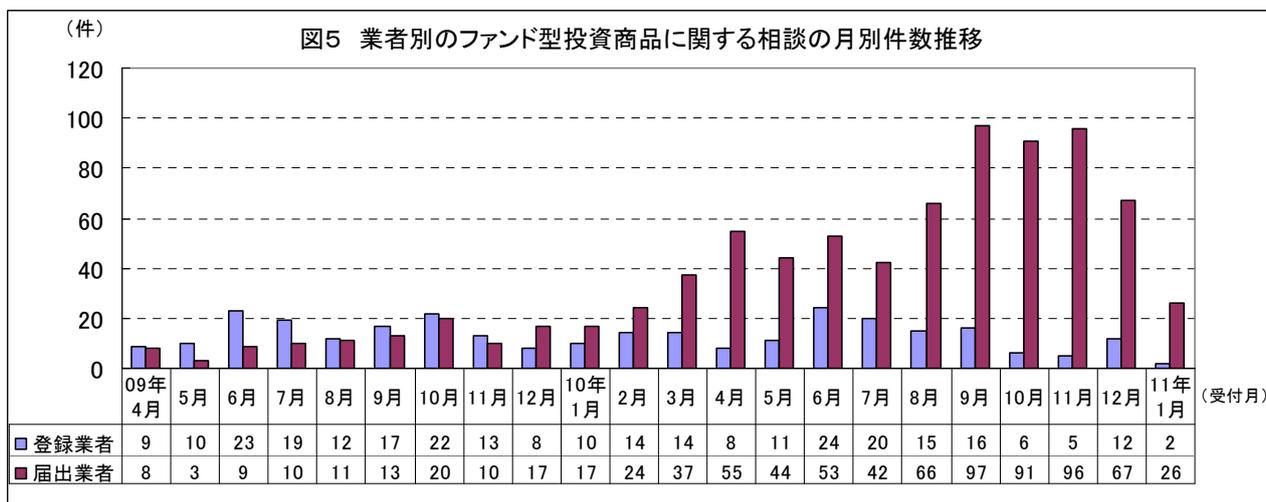
支払い金額の平均は約570万円であり、その総額は約279億円に上る。

図4 支払金額の内訳



#### (2) 登録・届出業者の相談件数等 (注8)

金融商品取引法では、集団投資スキーム(ファンド)持分を販売勧誘する際には登録が必要とされており、2010年12月末日現在登録業者(第二種金融商品取引業者)は1,300社ほど存在している。また、プロ向けとされるファンドの販売勧誘については、金融商品取引法は登録ではなく届出の義務を課しており、2010年12月末日現在2,600社ほど届出がなされている。以下、登録業者や届出業者などの相談件数について分析をする(図5)。



#### 1) 登録業者の件数

登録業者のファンド型投資商品に関する相談は290件となっており、月10~20件程度で推移をしている。

(注8) 登録業者や届出業者の件数は、金融庁ホームページ内「免許・許可・登録等を受けている業者一覧(2010年12月末日現在(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>))」に掲載されている情報などを参考に集計をした。なお、登録業者であるとともに届出業者でもある業者が一部存在しており、その業者名に関する相談件数については登録・届出の両方で集計をしている(マルチカウント)。

## 2) 届出業者の件数

届出業者のファンド型投資商品に関する相談は816件となっている。2009年4月は8件の相談であったが、2010年11月には96件の相談が寄せられるなど、トラブルの増加傾向がうかがえる。

## 3) 登録・届出業者以外の件数

登録・届出業者以外のファンド型投資商品に関する相談は6,264件となっている。この中には、金融商品取引法施行前のため登録等が不要であった業者、無登録などで搜索・逮捕等された業者および業者名が不明な場合などが含まれる。

## 2. 主な相談事例

### 【事例1】新薬開発会社への投資を執拗に勧誘され、出資契約をしてしまった（登録業者）

投資に関する資料が送られてくるようになり、何度も勧誘の電話が入り「新薬を開発するすばらしい会社に投資する組合に出資しないか。投資先の会社が株式を公開すれば、株価が値上がりする。投資先の会社は来年株式を上場するので銀行に置くよりはお金が増える」などと勧誘された。「80歳を過ぎているし、お金もない」と断わっていたが、説明を聞いているうちにだんだんその気になってしまい、契約申込書を登録会社であるファンド販売会社に送ってしまった。しかし、よく分からないものなので解約したい。

(2009年10月受付 2009年10月契約 契約者：80歳代 無職 女性 東京都)

### 【事例2】「高値で買い取る」と勧められ海産物事業者へ出資した（届出業者）

突然見知らぬ業者から「匿名組合を運営している会社で優良なところがある。この会社に投資すれば必ず儲かる、(持分権利を)何倍もの価格で買い取る」という電話があった。一旦は断わったがその後も執拗に連絡があり、根負けをして匿名組合の運営会社でもあるマグロなどの海産物事業者と約300万の出資の契約をした。その後も様々な業者から買い取りの連絡があったが、色々理由をつけられ、結局買い取りの約束は一度も実行されなかった。海産物事業者のホームページには適格機関投資家等特例業務の届出があるが、支払ったお金を返してほしい。

契約以前にはアフリカの資源開発をしている会社の社債を購入しており、出資契約の後も、他の会社の社債やリゾート会員権の契約をしている。被害回復を勧める電話や必ず未公開株と手持ちの社債を交換するという勧誘などが現在も頻繁にあり、混乱している。

(2010年10月受付 2010年2月契約 契約者：80歳代 無職 女性 高知県)

### 【事例3】「謝礼を渡す」と言われ、レアメタル事業に投資するファンドの契約をした（届出業者）

電気自動車やレアメタル関連事業に投資するファンドの資料が郵送されたことがあったが興味がないので捨てていた。その後、見ず知らずの者から「ファンドに関するパンフレットは届いていないか」と電話があり、「捨てた」と伝えたところ、「惜しいことをしましたね、(持分権利を)高値で買い取るのに」と言われた。後日同じ資料が速達で再び届き、再度、同一人と思われる者から「自分達の代わりに申し込んでくれれば、謝礼として40万円を渡す」と言われ、資料に同封されていた仮申込書を使って申し込んだ。ファンド業者からはすぐに入金するよう連絡があり、ひとまず60万円を立て替えのつもりで振り込んだ。しかし、その後買い取ると言った業者から謝礼は支払われることもなく、「100万円を届ける途中で交通事故に遭ったので引き返した」との連絡があっただけである。その後、買い取るといった業者に支払いを督促したところ、追加出資を勧められたので怪しいと思うようになった。せめて立て替えた60万円だけでも返して欲しい。ファンド業者は適格機関投資家等特例業務の届出業者であり、契約期間は3年間である。

※契約資料には当該契約の運用先として、投資事業有限責任組合の記載があった。

(2010年10月受付 2010年10月契約 契約者：70歳代 無職 女性 長野県)

**【事例4】「絶対に損はさせない」と言われFX関連の匿名組合への出資契約をした(届出業者)**

以前より行なっている投資に損失が生じていたため、新たな投資先を考えていたところ、知り合いから投資に関する業者を紹介された。業者が自宅に訪問し、「絶対に損はさせない」と言われ500万円をファンド販売業者に支払ってFX取引関連の匿名組合への出資契約をした。しかし、募集期間までにお金を用意できなかったのと、そもそもどのような契約か分からなかったため、当日すぐに解約を申し出たところ解約には応じられないと言われた。どうしたらよいか。

(2010年12月受付 2010年12月契約 契約者：70歳代 家事従事者 女性 愛知県)

**【事例5】届出があるといわれ信用して和牛輸出関連事業への出資契約をした(届出業者)**

電話で突然「出資をすると高利が付く」と勧誘され、ファンド販売業者の担当者から訪問を受けた。担当者は「金融庁に届出もしていて、販売資格はきちんと持っている」と説明をしたので信用して話を聞いた。「中東諸国に和牛を輸出する会社が資金を集めている。1口10万円で、その会社に投資すると半年毎に10%の利子が付く」などと言われ、約2,000万円をファンド販売業者に支払った。

後日、知人におかしいと言われ、詐欺に遭ったのではないかと不安になった。ファンド販売業者からお金を返して欲しいので、金融に詳しい弁護士を紹介してほしい。

(2011年1月受付 2010年12月契約 契約者：40歳代 家事従事者 女性 神奈川県)

**【事例6】3年前に契約したラブホテルファンドがほぼ全損になった**

3年前、インターネットでラブホテルファンドの出資者を募集している業者のホームページを見つけ、年利約8%とのことだったので通信販売で契約した。

2010年8月末日がファンドの償還日であったが、1口あたり50万円であったものが8,000円程度になっていた。業者は不景気によって運用が大きく落ち込んだことに加え、銀行への借入金を返すための金額を差し引いたものという説明があった。契約を継続するか精算して償還金をもらうかの選択を問われているがどうすればよいか。なお、書面にはファンド業者が銀行から借入れを行うことについて、具体的な記載はなかった。

(2010年9月受付 2007年8月契約 契約者：40歳代 自営・自由業 男性 大阪府)

**【事例7】植林事業への投資を連鎖販売取引で行っていた業者が逮捕された**

人に勧めることによって利益が得られると知人から誘われ、植林事業への投資を行なう契約(※)をし100万円以上支払った。何人か誘ったが、業者は特定商取引法違反で行政処分を受け、その後金融商品取引法違反で逮捕された。お金を返してもらえるか。

※当該業者の契約内容には植林をするための苗木の販売契約が含まれていた。

(2010年8月受付 2006年11月契約 契約者：60歳代 自営・自由業 男性 石川県)

**【事例8】ファンドまがいのカラオケ著作権の譲渡契約をした**

知り合いの青年(担当者)から「カラオケを発明した立派な先生の仕事を手伝っている。その先生の著作物の著作権を譲渡したい。先生の夢は、将来集めたお金で高齢者のためにペットと暮らせるホームを作ること。ホームができればあなたもそこに入居したらいい」などと勧誘を受けた。自分は訳がわからなかったが、仲良くなった青年(担当者)のために契約をしてもいいと思い、著作権と著作権に関連して配当を受ける権利(※)を併せた業者独自の持分権利150万円分の譲渡契約をした。さらに、手数料と著作権について文化庁へ譲渡登録を申請する費用を合わせ、

合計約 160 万円を一括で支払った。娘から「契約内容が怪しい。騙されているのではないかと」言われた。解約、返金を求めるべきか迷っている。今後どのようにすればよいか。

※当該契約書には、現在米国で著作権登録申請をしており、登録後発生した権利金を分割して契約者に支払う旨の内容が記載してあった。

(2010 年 5 月受付 2010 年 1 月契約 契約者：80 歳代 無職 女性 大阪府)

### 3. トラブルが寄せられるファンド型投資商品の投資対象

相談が寄せられるファンドの投資対象は様々見られるが、投資対象で大きく分類すると以下のようになる(表)。

なお、相談の中には、商品や権利そのものの契約なのか商品や権利に関する事業へ投資するファンドの契約なのかわかりづらい「ファンドまがい」の相談も見受けられたが、ここではファンドである前提で分類を行なっている。

表 ファンドの投資対象先

技術開発事業	食品関連事業	不動産関連事業	資源関連事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新薬開発事業</li> <li>・電気自動車事業</li> <li>・宇宙開発事業</li> <li>・バイオ燃料精製事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥ナマコ加工販売事業</li> <li>・酵素の預託栽培事業</li> <li>・海産物の製造加工輸入事業</li> <li>・中東諸国に和牛を輸出する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログハウスの建設事業</li> <li>・ドバイの不動産権利取得事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レアメタル事業</li> <li>・レアアース事業</li> <li>・排出権事業</li> <li>・植林事業</li> </ul>
娯楽興行関連事業	知的財産関連事業	金融取引事業	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインカジノ事業</li> <li>・ラブホテル事業</li> <li>・プロレス運営事業</li> <li>・映画製作事業</li> <li>・アニメ製作事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケの著作権ビジネス</li> <li>・細径注射針の著作権ビジネス</li> <li>・顔認証システムの著作権ビジネス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ上場企業の有価証券の取得</li> <li>・マザーファンドを通じてのFX運用会社や債権運用会社への投資</li> <li>・油や金の海外先物オプション取引事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沈没船を引き上げ金と宝石を得る事業</li> </ul>

### 4. 問題点

#### (1) 「絶対に損はさせない」などといった問題勧誘である断定的判断の提供が行われている

ファンドへの出資契約は、元本が保証されている預金とは異なり、場合によっては全損になる恐れもあるリスク性の高い金融商品である。相談事例では、利益が得られるかどうかは不確実であるにも関わらず、「投資先の会社は来年株式を上場するのでお金が増える」【事例 1】、「絶対に損はさせない」【事例 4】と告げたり、「必ず儲かる」などと言って勧誘を行なっているケースが目立ち、問題である。

金融商品取引法では、登録業者が「必ず儲かる」などと断定的判断の提供をすることを禁止し、行政処分の対象としている(注9)。また、上記のような勧誘を受け、誤認をしたり損害を被った場合、消費者契約法や金融商品販売法に基づいて取り消しや損害賠償を求めることができる。

#### (2) リスクについての説明が不足していたり、理解できない人に販売している

ファンド契約などリスク性の高い金融商品は、消費者が損失を被るリスクについて十分に認識し、正しく理解をして初めて契約するかどうかの検討がなされるべきものである。この点につき、「ファンド業者が銀行から借り入れを行って運用を行なうこと(レバレッジ・リスク)について、具体的な記載はなかった」【事例 6】など、ファンド契約についてどのようなリスクがあるのか十分に認識させていないケースが見られる。

また、どのような契約かも理解できていない消費者に勧誘を行なったり【事例 4】【事例 8】、「80 歳を過ぎているし、お金もない」などと言っているにもかかわらず勧誘を行なう【事例 1】

(注9) 届出業者が行う勧誘については、金融商品取引法では大幅に勧誘規制が緩和されており、虚偽告知(「元本保証」などとウソをいうこと)と損失補てんの禁止に関する規制は課せられるものの、断定的判断の提供等の禁止や書面交付義務などの規制は課せられていない。なお、金融商品販売法や消費者契約法などの民事ルールについては届出業者が行う勧誘についても適用される。

など消費者の適合性や経済的状況を見逃した勧誘が行われている。

このような勧誘行為は、金融商品取引法や金融商品販売法に照らして問題である。

### (3) 詐欺的な劇場型勧誘が巧妙に行われている

劇場型勧誘<sup>(注10)</sup>でのトラブルは未公開株<sup>(注11)</sup>や怪しい社債<sup>(注12)</sup>が目立っていたが、ファンド契約に関しても、本来はプロ向けの業務を行っていると言われる届出業者との契約において特に多く見られるようになった。

最近では、販売業者以外の何者かが「何倍もの高値で買い取る」と購入を煽る典型的な劇場型勧誘【事例2】のほか、

- ・「代わりに買ってほしい」という代理購入依頼型【事例3】
- ・「未公開株や社債の被害を取り戻すために契約が必要」という被害回復型
- ・「国民生活センター」などを名乗り、安心させて購入を促す公的機関装い型
- ・「ファンドの募集をしている会社はとても良い会社である。あなたは立派な仕事をしているため49人限定の募集に選ばれた。なので、投資するとよい」「あなたはクジに当たった」などといった購入を煽る当選商法型

など様々な手口が見られ、しかも複合的に用いられるなど巧妙化の傾向がうかがえる。

劇場型勧誘に関しては、業者と消費者に購入を煽る何者かが共謀して、消費者に「購入してみよう」という気にさせるために、買い取る意思がないのに消費者に「高値で買い取る」などといったり、身分を詐称して購入を勧めるなど詐欺的な勧誘を行っていることが十分に推測される。

詐欺的である理由としては、①実際に買い取りや代理購入の謝礼支払いが実行されたケースは国民生活センターでは今までに1件も確認できていないこと、②身分の詐称や事実と異なることを告げてまで他社のファンドの購入を煽ること、③契約後は購入を煽った者とは連絡がつかなくなるということがほとんどであること、④同一の販売業者に関し劇場型勧誘のトラブルが複数件寄せられているということなどが挙げられる。

なお、金融商品取引法では、無登録業者が集団投資スキーム持分の売買取引を業として販売勧誘することを禁止している。そのため、本当に集団投資スキーム持分を買い取る業者がいたとしても登録業者でなければ金融商品取引法に違反していると考えられる。

### (4) プロ向けとされるファンドの契約トラブルが増加している

【事例2】、【事例3】、【事例4】、【事例5】、届出業者の相談件数の推移(図5)から見られるように、プロ向けとされるファンド(適格機関投資家等特例業務届出業者が行う募集)のトラブルが増加している傾向が見られる。金融商品取引法には、銀行や証券会社、保険会社、投資事業有限責任組合などを適格機関投資家として定めているが、国民生活センターが把握しているトラブル事例では、適格機関投資家として投資事業有限責任組合<sup>(注13)</sup>が挙げられているケースが見られ、銀行などを募集対象としているケースはない。

届出制度の趣旨は、プロ向けファンドの販売勧誘はプロ以外の不特定又は多数の一般投資家に関わることがないため参入や販売規制を緩やかにするというものである。ところが、相談事例に

---

(注10) ここでは、販売業者以外の何者かが、消費者に対し「(持分権利を)購入額を上回る金額で買い取る」「販売会社は信用できる」などと勧め、販売会社との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、販売業者と契約をするように仕向け、契約させるという一連の勧誘手法を劇場型勧誘としている。

(注11) 未公開株のトラブルが再び増加ー「劇場型」「被害回復型」など新たな手口が次々登場ー  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090915\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090915_1.html))

(注12) 見知らぬ業者からの「怪しい社債」の勧誘に耳を貸さないで!  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091118\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091118_2.html))

(注13) 投資事業有限責任組合の設立は法務局への登記申請という形式的な手続きで可能となっている。

においては投資経験に乏しく積極的に契約を望んでいない消費者、特に高齢者に見ず知らずの業者からプロ向けのファンドが販売されており、届出制度の趣旨を逸脱した募集が行われている傾向がある。

また、届出業者が「金融庁に届出もしていて、販売資格はきちんと持っている」と説明【事例5】、ホームページ中に「金融庁 関東財務局へ特例業務の届出を行い営業しております【事例2】」と記載するなどあたかも金融庁公認のように振る舞うようなケースが見られた。この点につき、業者が届出をしているからとあって、その業者や金融商品の信用性とは全く関係はない。業者が交付した書面には「適格機関投資家用の商品なので個人では入らない情報も入手可能」といった有利な取引と誤認させるような記載があるケースも見られ、問題である。

その他、届出業者が募集するプロ向けファンドについて、あっせんを行なう消費生活センターから適格機関投資家はどこであるか販売業者に尋ねても「答えられない」などと回答するなど募集対象や募集規模などの実態が不明なケースが見られた。形式上届出をしていたとしても、プロ向けファンドの募集対象として1名以上含まれていなければならない適格機関投資家が存在していなかったり、実質的に50人以上の一般投資家にファンド持分を取得させている場合は登録が必要であり、無登録の場合は刑事罰の対象となる。

#### (5) 無登録業者が勧誘を行っているケースも見られる

金融商品取引法施行後も、依然として無登録でファンドの販売勧誘を行なっている業者が見られ、警察に摘発される事例も複数件寄せられている【事例7】。無登録での販売勧誘は刑事罰の対象となる極めて違法性の高い行為であり、非常に問題である。

なお、業者の中には物品等の契約かファンド契約かわかりづらい「ファンドまがい」の販売勧誘を行なうものも見られる（植林に用いる苗【事例7】、著作権【事例8】など）。

無登録業者のファンドの販売や著作権の販売は電話勧誘などで行われることが多い。こうした取引は、現状、消費者契約法や民法などの消費者保護ルールが適用される。また、業者が自主規定としてクーリング・オフを定めている場合は、クーリング・オフを行うことができる<sup>(注14)</sup>。

#### (6) ファンドの実態が不明

ファンドの投資対象は、新薬開発事業【事例1】や海産物事業【事例2】への投資、金融商品を運用している業者への投資、海外事業への投資のほか、変わったものでは乾燥ナマコ加工販売事業への投資など、様々な事業が投資対象となっている。しかし、業者の交付書面やホームページ以外に情報はなく、出資先である業者が存在しているのか、事業が実際に行なわれているのか、支払ったお金が実際どのように投資・運用されているのか、どこで資金が管理されているのかなどを消費者自ら把握することは難しいことが多い。実態がなく、詐欺的な販売勧誘が行なわれている恐れが十分に考えられる。届出業者であって、集めた資金を自社の運転資金に流用するなどして行政処分を受けたケースもある。

#### (7) トラブルが顕在化すると、解決困難になることが多い

ファンドに関するトラブルは、①償還期を迎える【事例6】、②業者が逮捕・捜索される【事例7】、③配当が滞る、④倒産するなどして初めてトラブルが顕在化する傾向にある。しかし、このような状況になると業者にはほとんど資金が残っていないことが多く、被害回復は困難になることが多い。

---

(注14) 特定商取引法などに基づくクーリング・オフは困難であり、迅速な被害救済交渉は難しい場合がある。

## 5. 消費者へのアドバイス

### (1) 「必ず儲かる」などの問題勧誘を受けたら絶対に契約しないこと

ファンドへの出資契約は元本が保証された商品ではないため、「元本保証」と虚偽を告げられたり、「必ず儲かる」などの勧誘を受けても決して鵜呑みにしないこと。そのような問題勧誘を行う業者とは絶対に契約をしないこと。

### (2) 理解できなければ絶対にすぐに契約しないこと

ファンドへの出資契約は全損の恐れもあるなどリスク性が高く、投資対象先の業者の信用性の判断も難しい取引である。投資リスクや事業内容、契約内容について正しく理解できなければ、絶対に一人で判断してすぐに契約をすることはせず、家族や周りの信頼できる人に相談すること。

### (3) 「買い取る」「謝礼を支払う」などの話を持ちかける業者の話は絶対に信じないこと

ファンド持分を買い取ると持ちかける業者の勧誘は、実際に取引が行われれば金融商品取引法に違反する可能性が極めて高いため、絶対に耳を貸さないこと。また、身分を詐称して事実と異なることを告げるなど、手口が詐欺的で巧妙化している傾向も見られるため、劇場型勧誘には十分に注意すること。

### (4) 無登録業者と契約しないのはもちろん、登録・届出業者の話も安易に信用しないこと

無登録業者が行うファンドの販売勧誘は違法性の高い行為である。トラブルに遭う危険性も極めて高いため、無登録業者とは絶対に契約しないこと<sup>(注15)</sup>。

また、業者が登録や届出をしていることと、その業者や金融商品の信用性とは全く関係はない。業者から、さも金融庁公認の事業のように説明をされても安易に信用せず、家族や周りの信頼できる人に相談すること。

### (5) 消費生活センターへ相談すること

ファンドへの出資契約について、不審な勧誘を受けたり契約をしてしまった場合は、早めに消費生活センターへ相談すること。

## 6. 行政へ要望

(1) 投資経験に乏しく自ら契約を望んでいない消費者に対してプロ向けファンドが販売されるトラブルおよび投資事業有限責任組合を適格機関投資家とする届出業者のトラブルが増加している状況に鑑み<sup>かんが</sup>、ファンドの違法な販売勧誘や届出制度の悪用などに対処できる制度の運用・整備のあり方について検討してほしい。

(2) ファンドに関する契約は複雑で、一旦契約した後はトラブルの解決が困難な場合が多く見られることから、クーリング・オフ制度の導入など消費者を保護する制度のあり方について検討してほしい。

(3) 無登録、無届けによるファンドの募集等の法違反行為に対し、さらに厳格かつ早期に対処してほしい。

---

(注15) 登録・届出業者かどうかは金融庁ホームページ内「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や金融庁金融サービス利用者相談室に問合せをすることで確認ができる。

(4) プロ向けファンドの形をとりながら、実際には適格機関投資家が存在しなかったり、実質的に50人以上の一般投資家にファンド持分を取得させるなどの法違反行為について、さらに厳格かつ早期に対処してほしい。

#### 要望先

消費者庁 政策調整課

#### 情報提供先

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

金融庁 総務企画局 市場課

金融庁 監督局 証券課

証券取引等監視委員会